

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. <b>1</b></p>	<p>平成30年度警察庁予算概算要求 の取りまとめ状況について</p>	<p>平成29年8月3日 会 計 課 総 務 事 人 課 課</p>
<p>1 平成30年度予算概算要求基準(平成29年7月20日閣議了解)</p> <p>○ 一般会計 約3,287億円</p> <p>・ 人件費 約1,051億円</p> <p>・ 物件費 約2,237億円</p> <p>    うち優先課題推進枠 約266億円</p> <p>    うち交付税特会繰入 約605億円</p> <p>2 概算要求の取りまとめ状況</p> <p>現在、平成30年度警察庁予算概算要求重点項目に従って各局部の要求を精査中。国家公務員の増員数については164人を予定。</p> <p>3 組織改正</p> <p>政令事項の組織2項目及び府令事項の組織6項目を要求予定。(別紙「平成30年度組織改正要求項目(案)」のとおり)</p> <p>4 税制改正</p> <p>(1) 犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度の見直しに伴う税制上の所要の措置</p> <p>(2) 警察用の船舶に関する軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化を要望(別紙「平成30年度税制改正要望(案)」のとおり)</p> <p>5 今後の予定</p> <p>平成29年8月9日(水) 庁議</p> <p>平成29年8月24日(木) 国家公安委員会(概算要求案)</p> <p>平成29年8月31日(木) 概算要求書提出</p>		

1 概要

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。

これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号を導入するもの。

2 期待される効果

- シンプルな全国共通の性犯罪被害相談電話番号を導入することにより、相談窓口の認知度が向上
- 相談者が相談窓口にアクセスしやすくなることにより、性犯罪被害の潜在化防止に寄与

3 短縮ダイヤル番号

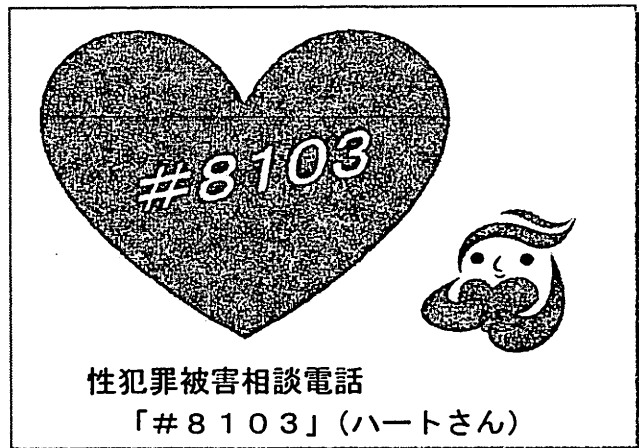
# 8 1 0 3

語呂：「ハートさん」

意味：警察が性犯罪被害者の心（ハート）に寄り添うことをイメージし、また、親しみやすいものとするため、「ハートさん」としたもの。

4 運用開始日

平成29年8月3日午前10時



## 1 特殊詐欺の認知状況

- 認知件数は8,863件（前年同期比+2,421件、+37.6%）で、前年同期比で増加。被害額は186.8億円（-13.1億円、-6.5%）で、昨年引き続き減少。
- 昨年減少したオレオレ詐欺（全体に占める割合は4割で最大）は、認知件数・被害額ともに増加。架空請求詐欺と還付金等詐欺の認知件数は昨年からの増加が継続。
- 高齢者（65歳以上）の被害が全体の約7割（オレオレ詐欺、還付金等詐欺では9割以上）。
- 26年に急増した現金送付型は、取組の結果、昨年的大幅減少に続いて本年も減少傾向。電子マネー型、キャッシュカード手交型は増加。

## 2 平成29年上半期における特殊詐欺対策の取組

### (1) 被害の防止

- 金融機関等と連携した声掛けにより、8,833件（+2,619件）、96.2億円（-8.1億円）の被害を阻止（阻止率は51.4%）。
- 一定年数以上ATMでの振込実績がない高齢者のATM振込限度額を設定する取組を推進（37都道府県、217金融機関）。
- コンビニエンスストアと連携した電子マネー購入者への注意喚起。

### (2) 検挙の推進

- 検挙件数は1,963件（-368件、-15.8%）、検挙人員は1,080人（+60人、+5.9%）。
- 犯行拠点35箇所（+4箇所）を摘発
- 犯行使用電話の無力化（警告電話事業の開始、携帯音声通信事業者への情報提供による役務提供拒否等）

## 3 今後の取組

- 高齢者対策の更なる浸透  
ATM振込限度額ゼロ円設定の全国規模の金融機関等への普及の働き掛け
- 多発する手口の被害防止に向けた更なる取組  
関係省庁・事業者等と連携し、多発するキャッシュカード手交型、電子マネー型の被害防止活動を重点課題として推進
- 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組  
架け子及び受け子等の犯行を阻止するとともに、中枢被疑者の検挙を指向
- 犯行使用電話の無力化に向けた更なる取組  
関係省庁・事業者と連携した犯行使用電話の無力化対策の推進

## 1 経緯

I Rの推進に関し、本年7月31日の「第10回特定複合観光施設区域整備推進会議」（I R推進会議）において、これまでの議論等を集約した「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ ～「観光先進国」の実現に向けて～」（以下「取りまとめ」という。）が決定され、翌8月1日の「I R推進本部」会合において内閣総理大臣に手交されたもの。

## 2 取りまとめの内容

上記「取りまとめ」においては、I R制度の枠組み、カジノ規制、弊害防止対策、カジノ事業者に係る公租公課等、カジノ管理委員会の在り方などの内容が盛り込まれており、特に規制については「世界最高水準のカジノ規制」を行うべきものとされている。このうち警察に関連する部分は次のとおりである。

### (1) カジノ事業からの反社会的勢力の排除

- ・ カジノ事業については、免許制とし、事業者及び関係者から反社会的勢力を排除
- ・ I R事業のあらゆる関係者に対する、関係者の経歴や財務状況等に関する徹底した調査（背面調査）の実施
- ・ カジノ管理委員会に法制上の照会権限を付与

### (2) カジノ施設からの反社会的勢力等の排除

- ・ 暴力団の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け
- ・ 入場時に反社会的勢力等ではない旨の表明をさせる措置の実施

### (3) マネー・ローンダリング対策

- ・ カジノ事業者を犯罪収益移転防止対策法に基づく特定事業者と位置付け、取引時確認等の義務付け
- ・ 上記に加え、一定額以上の現金取引のカジノ管理委員会への報告を義務付け

### (4) カジノ事業活動の規制

- ・ カジノ施設内でカジノ行為の実施以外に行うことができる営業の内容を風営法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等に制限

### (5) 青少年の健全育成

- ・ 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止
- ・ 広告や勧誘を行う場合における、20歳未満入場禁止等の表示・説明の義務付け
- ・ 20歳未満の者に対するカジノ事業に係るビラの頒布や勧誘の禁止

## 3 今後の予定

I R推進法において、施行（平成28年12月26日）後一年を目途に法制上の措置を講ずることとされていることから、8月1日から30日までの間、上記「取りまとめ」についてパブリックコメントを実施後、その結果も踏まえ、I R推進本部事務局（内閣官房）においてI R実施法案が作成される予定。

## 1 最高速度規制の点検・見直しの経緯

- 平成25年12月の「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」において「交通事故死者を減少させるためには、速度規制や取締りによる適切な速度管理が必要」、「速度管理の必要性について国民に理解を得ることが重要」、「一般道路については、40km/h規制、50km/h規制を中心に、交通事故の発生状況等を勘案しつつ見直しを行っていくべき」とされたことを踏まえ、平成26年4月に「最高速度規制の点検・見直し等の更なる推進について（通達）」を发出。
- 同通達に基づき、平成26年度～平成28年度にかけて、今回の最高速度規制の点検・見直しを実施。

## 2 今回の最高速度規制の点検・見直しの結果

- 平成21年度以降の点検・見直しの中で、引上げ決定路線が最多・最長となった。一方、規制速度を現状維持とした路線は約74%。

見直し対象路線	19,337km (8,006区間)
引上げ決定路線	5,000km (2,610区間)
引上げ決定率	25.9%
引上げ済み路線	4,394km (2,336区間)
引上げ済み率	22.7%
現状維持路線	14,337km (5,396区間)

(注) 引上げ済み路線は、平成28年度末に引上げが完了しているもの。

- 引上げ済みの路線で、引上げ後の実勢速度をみると、その多くでは実勢速度の上昇傾向や交通事故の増加傾向は見られない。

## 3 今後の取組

- 「道路線形が悪い」等の事情があっても引上げがなされた事例等を共有した上で、引き続き、実勢速度との乖離が見られる路線における最高速度規制の点検・見直しを進める。
- 見直し対象路線の選定に当たっては、実勢速度との乖離が一定以上生じている国道及び主要地方道については、一律に対象とする。
- 見直し後も規制速度との乖離が見られる路線については、更に実効性のある速度抑制対策を推進する。
- 今回の点検・見直しにより、規制速度の引上げを実施し事故が増加した路線については、その要因を分析して必要な安全対策を行う。